

設定・公表を義務付け

る。公取委は調査し、そういう自治体には勧告すべき」と指摘した。

佐藤清秋参院議員は、総合評価方式と低入札格調査の失格基準、最

制限価格の併用について、「入契法に基づいて要請だけでなく、何らかのの措置ができないか検討してほしい」と述べた。

関係当局は、これらの意見を踏まえ、今月中に連絡会議を開き、工程表を作成する。

◆総合評価方式の導入徹底。

- ＜国の機関の発注に關する工事＞
▷2008年度も引き続き技術的工夫の余地のある工事は、原則総合評価方式を導入。（文部科学省）
▷総合評価方式による工事基準（予定価格6,000万円以上）を設定。（厚生労働省）
▷08年度から地方農政局発注工事（予定価格9,000万円以上）の全工事に総合評価方式を導入、それ以下の工事でも積極的に採用。（農水省）
▷08年度から工事発注は総合評価方式を原則。（国土交通省、防衛省）
▷調査設計業務などで総合評価方式を本格導入。（国交省）
▷調査設計業務などで総合評価方式を導入。（農水省）
＜地方自治体などの発注に關する事項＞
▷総合評価方式の対象工事の考え方や年度ごとの実施目標の設定などによる導入・拡大について、公共工事入札契約適正化促進法（入札契約法）に基づき要請。（総務省、国交省）
▷自治体の入札・契約制度が公共工事品質確保促進法（品質法）によって決まっていることを、補助金の交付条件として検討。（国交省）
▷自治体は、総合評価に際し、低入札価格競争の失格基準あるいは最低制限価格を併用。
▷総合評価方式での低入札価格競争と価格による失格基準の併用について、入札契約法に基づき要請。（総務省、国交省）
▷市町村への受発注の強化。
▷品質法基本方針に基づき、各地方ブロックごとに設けた総合評価方式の導入促進のための公共発注者相互の協議会の活用と機能強化。（国交省）
▷総合評価方式における学識経験者からの意見聴取手続の簡素化について、地方自治法施行令の一部改正。（総務省）
▷全国統一の発注者支援技術者制度を検討。（国交省）
▷不良不適合業者の排除、地域貢献する地元企業の受注機会確保、下請企業や技能労働者へのしわ寄せ防止のための有効な対策の実施。
▷談合など不正行為を行った者に対するペナルティー強化について、地方自治法施行令の一部を改正。（総務省）
▷08年度から総合評価方式の提案内容が不履行だった場合、工事成績を減点。（厚労省）
▷企業・技術者の施工実績データベースに工事成績を追加し、各発注者間で共有化を促進。（国交省）
▷地域に貢献する企業を適切に評価するため、総合評価実施方針の改訂を検討。（文部科学省）
▷災害協定などを結んでいる地元企業などを引き続き適切に評価し、今後、さらなる地域貢献度の評価手法の導入を検討。（農水省）
▷地元企業を下請業者とする場合などへのインセンティブ（優遇策）を検討。（国交省）
▷専門工事部分の評価する総合評価方式を拡大。（国交省）
▷下請けいじめなどに対する意図ごとの設置を検討。（厚労省）
▷予定価格や最低制限価格などの事前公表見直し。
▷予定価格や最低制限価格などを事前公表する場合、その理由を公表するよう入札契約法に基づき要請。（総務省、国交省）
▷適切な予定価格の設定、設計変更の適切な実施。
▷予定価格の作成に見直しを活用するなど実勢価格の予定価格への反映を一層促進。（国交省）
▷設計変更などの課題と留意点を設計変更ガイドラインとしてまとめ、受発注者双方に周知。（同）
▷デバッキング（過度な受注変更）の防止
▷低入札価格競争率の見直しを検討。（国交省）
▷施工体制確認型総合評価方式を拡大（予定価格9,000万円以上）。（農水省）
▷特別調査隊調査、施工体制確認型総合評価方式を導入。（防衛省）
▷検査・工事成績評定などの適切な実施。
▷施工段階での受注者による苦情を一元的に受け付ける窓口を発注者間の協議会と業界団体が協力して創設。（国交省）
▷発注者の事案に基づく工事一時中止などへの対応として、工事現場の維持などに必要な費用の適切な計上と役立つガイドラインを作成。（同）
▷不當廃売・不公正取引などに対する監視強化
▷08年1月に国交省、農水省、都道府県庁、政令市に対して、1億円以上の工事の低入札価格調査の情報提供を依頼。今後、依頼に対する回答に基づき、必要な調査を実施。（公正取引委員会）
▷不當廃売などを公表受注に通報するため、適格要請を整備。（防衛省）

主交通の両者が、総合幹線方式の対称型、車線ごとの年次ごとの実施目標の設定に、各々輸入・拡大について、入浴に基づき要請すると説明したのを受けたものは、金子部会長は、「発注者の意識付けが必要で、一般競争入札は原則公開競争方式とすべき」とした。公共発注者相互の協議会にも触れ、「各々バラバラではなく、それを統合し、自治体が参加できたら、ラットホールを模倣してほしい」と要請し、発注者支援技術者制度については、法的に位置付ける

罰則に受注の問題に触れ、「総合幹線方式は仕組額も含めて詳細な下取りまであり、品物の仕度たつて、発注者が自ら責任を持つのが精髄となつて、そう考えると違約金事項は、なすべき」との持論を展開した。

横浜建設業協会の代表は、横浜市発注者のコスト調査にも普及し、一〇〇以上がマイナスイ（赤字）となつていきまふの予定価格についての懸念も必要がある。自治体の中には許容変更に反応しないひきもあ